

普通財産管理除草業務委託仕様書

1 業務名 令和7年度普通財産管理除草業務委託（尾鷲市野地町・宮ノ上町・北牟婁郡紀北町長島地内）

2 業務内容

- （１）実施場所敷地内の除草等を行う。
- （２）除草方法は、資機材持込とし、草地及び樹木間の箇所を対象とする。
- （３）除草・草刈は、肩掛け式草刈機等による草刈、人力による草刈等とし、場所により適切に行うものとする。
- （４）集草作業と併せて堆積落葉及び枯れ枝等の収集処分を行うものとする。
- （５）発生材は、場外処分とする。
- （６）作業にあたっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、作業を実施すること。
- （７）業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。
「写真管理」については、以下のとおりとする。
 - ①業務写真はカラーとする。
 - ②撮影場所は、業務全体が把握できるように数箇所とする。
 - ③撮影時は、作業前、作業中（実施状況）、作業完了後とし、同アングルで撮影すること。
- （８）委託業務が完了したときは、遅延なく委託業務完了報告書を提出する。

3 履行期間

契約日から令和7年9月1日（月）まで

4 履行場所

- ① 尾鷲市野地町548-2 （旧職員公舎（尾鷲12号・共1号））
- ② 尾鷲市宮ノ上町7-34 （旧職員公舎（尾鷲寮、尾鷲13号）敷地）
- ③ 北牟婁郡紀北町長島字中河原619-8 （旧長島高等学校職員住宅敷地）

5 特記事項

- （１）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- （２）受託者が（１）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。